

社会福祉政策における低所得者への 「就労支援サービス」に関する問題点

芦田麗子

はじめに

2007年12月の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正に伴い、社会福祉士の国家試験受験資格の指定科目も大幅に改編され、その科目の一つに「就労支援サービス」が加わった。社会福祉士は「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」¹とされている。この資格を取得するために、「就労支援サービス」を熟知しておく必要があるとされたわけである。それは、社会福祉士の果たす役割に「就労支援」が加わったということになる。

本稿では現在展開されている低所得者に対する「就労支援サービス」について背景や内容を概観し、「就労支援サービス」の問題点を明確にすることを課題とする。

1. 就労支援サービスの概要

(1) ハローワークの役割

就労を支援する場所として、日本にはすでにハローワークが存在している。具体的にどのような役割を果たしているのか確認しておきたい。

ハローワークとは公共職業安定所の愛称であり、厚生労働省都道府県労働局の第一線機関の1つである。1947年に制定された職業安定法第8条において「公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関とする」とされている。

ハローワークの主な業務は窓口での職業相談・職業紹介である。誰でも利用することができ、就職に関する多様な相談を受け付け、これらに関する無料のセミナーも用意されている。全国の求人の中から職員と相談しながら一緒に求人を探することができる。応募したい求人が決まった場合には、その会社にご紹介すると

ともに、応募書類や面接等に不安がある場合は、具体的な相談にも応じている。

フリーターの増加に伴い、ハローワークにフリーター向けの窓口が設置されている。常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施している。

また、35歳未満の正社員として就職を希望する若い世代を対象としたハローワークとして「ヤングワークプラザ」がある。ヤングワークプラザでは、職業紹介のほか、職業適性を調べたり、カウンセリングを受けたりできるほか、いろいろな職業や就職活動に関する講習、仕事を探している若い人が集まってのグループ演習などが行われている。全国には「渋谷ヤングハローワーク（東京）」、「よこはまヤングワークプラザ（神奈川）」、「ヤングワークプラザあいち（愛知）」、「大阪ユースハローワーク（大阪）」、「ヤングワークプラザ神戸（兵庫）」の5箇所がある。

ハローワークインターネットサービスも実施されており、厚生労働省職業安定局が求人情報をはじめとする雇用関係の情報を提供し、求職者が自ら求人情報を検索することによって、求人・求職の結合を図ること等を主な目的として、全国のハローワークで受理した求人情報のほか、ハローワークへの求職申し込み、雇用保険手続き等の各種手続き、各種助成金、ハローワークの所在地等についての情報を提供している。求人情報については、求人事業主の意向により、事業所名、所在地、電話番号の提供が行われている。

このようにハローワークではさまざまな就労支援が実施されており、求職者は無料で利用することが可能となっている。

(2) 母子家庭への就労支援事業

母子家庭では、両親のいる家庭に比べて、生活上の困難に直面することが多い。一般家庭の平均年収が546万円²に対し、母子家庭の平均年収は213万円³と年収に差がでている。このため、母子家庭への生活

を支える援助が行われてきた。しかし、近年離婚率の増加に伴い⁴、母子家庭が急増していることから、生活を支える援助から就労支援と転換した。

就労支援の一つである「母子家庭等就業・自立支援センター事業」は、2003年度に開始された⁵。これは、ハローワークが存在しているにも関わらず、ハローワークの就業情報の提供とは別に、母子家庭の母等に対し、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等、個々の家庭の事情に応じた一貫した就労支援サービスを提供するものである。

母子及び寡婦福祉法31条に規定されている母子家庭の自立支援を図るための施策のひとつとして「母子家庭自立支援給付金事業」がある。これは、各都道府県・市・福祉事務所設置町村を窓口として実施されている。

具体的には、母子家庭の母の主体的な能力開発を支援するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の20%（4,001円以上で10万円を上限）を支給する「母子家庭自立支援教育訓練給付金」と、母子家庭の母が看護師や介護福祉士等⁷の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の最後の3分の1に相当する期間の費用を月額103,000円（12か月を上限）支給する「母子家庭自立支援高等技能訓練促進費」がある。

「母子家庭自立支援教育訓練給付金」は、経費の40%（8001円以上で20万円を上限）が支給されていたが、2007年10月1日より上記のように変更された。

また、「母子家庭自立支援高等技能訓練促進費」は、就業期間の3分の2は何も支給されないため、非常に使いにくいものとなっている。就労自立に結びつけるためには、就業期間の3分の1と期間を決めるのではなく、すべての期間支給すべきである。

(3) 生活保護受給者等就労支援事業

2005年度に創設された生活保護者等就労支援事業は、生活保護受給者の中から、支援対象者を選定し、ハローワークへ支援要請するという事業である。支援対象者は、稼働能力を有し、就労意欲が高い者（リストラされた者、母子家庭の母等）で早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者とされている。

そのために、生活保護受給者のための就労支援コーディネーターをハローワークに新設（全国で100名）

や生活保護受給者への個別支援を行う就職支援ナビゲーターの増員（全国で52名）、生活保護受給者に対する「準備講習付き職業訓練」の実施（全国で1,500人分）である。

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況をみると、2005年6月から2007年2月の間で、全国で支援開始者は、生活保護受給者が15,803人、児童扶養手当受給者が1,114人の計16,917人となっている。そのうち就職者は生活保護受給者8,038人、児童扶養手当受給者637人の合計8,675人となっている。16,917人の支援開始者に対し、就職したのは8,675人である⁸。しかし、具体的にどのような条件で就職できたのかどうかは不明である。また支援が修了しても就職できていない人4,687人いる。

(4) 稼働能力判定会議

2007年の1か月平均の生活保護受給世帯数が110万5275世帯で、前年度に比べ2万9455世帯(2.7%)増加、過去最高を記録したと報告された⁹。被保護世帯を世帯類型別に見ると、高齢世帯が49万7665世帯で最も多く、次いで障害者世帯・傷病世帯が40万1088世帯、母子世帯は9万2910世帯である¹⁰。

生活保護受給者を対象とした自立支援プログラムの2007年度の運用方針において、稼働能力判定会議の設置が示された。就労支援プログラムの策定・実施に伴い、要保護者の稼働能力について、より客観的な判定が必要であるため、稼働能力判定会議で、稼働能力の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うことが有効であるとされたからである。

会議を設置する自治体について、運営費用を「セーフティネット支援対策等事業費補助金」（総額180億円）から全額が助成される。会議の構成員は、内科医、整形外科医、精神科医等の複数の医師、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアカウンセラー、福祉事務所嘱託医、就労支援専門員、査察指導員、ケースワーカー等から、福祉事務所長が必要と認める者を任命することとされている。

検討内容は、「対象者が稼働能力を有しているか」「稼働能力を活用する意思があるか」「地域の求人状況及び対象者の稼働能力や適性に照らして就労する場がある」「福祉事務所として支援すべき内容は何か」「就労支援プログラムにおける対象者の取組状況及び福祉事務所の支援内容の点検、見直し」について、対象者の健康状態や職歴、資格、技能、学歴、希望する職種及び雇用条件等を踏まえ検討を行うことと

なっている。この検討内容を踏まえ、新たな個別支援プログラムを企画や策定を行い、研修等へ活用することとなっている。

働くことができるかどうかを客観的に判定するため、さまざまな専門家を集めて、要保護者を検討するその背景には、生活保護受給者を一人でも就労「自立」させ、社会保障関係の歳出の抑制を行おうとする意図が見える。それは、「『福祉から雇用へ』推進5ヵ年計画」でより明確になる。

2. 「『福祉から雇用へ』推進5ヵ年計画」計画策定の背景と目的

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室政策第一係長の唐木啓介氏は「『福祉から雇用へ』－誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備」の中で、日本の経済状況や、財政の状況から、社会保障関係の歳出の抑制が求められていると説明する。

唐木氏は続けて「社会保障の基本的な考え方」として、「わが国の社会保障は

- ① 国民の生活は国民一人ひとりが自らの責任と努力によって営むことを基本とし（自助）
- ② 同時に、個人の責任や自助努力のみでは対応できない生活上のリスク（病気やけが、高齢や障害、失業など）に対して、国民が相互に連帯して支えあうことによって安心した生活を保障し（共助）
- ③ 加えて、自助や共助によってもなお生活に困窮する者に対して、社会福祉や生活保護制度により健康で文化的な最低限度の生活を保障（公助）

することを基本的な考え方としている。

生活保護の被保護者や障害者施策の受給者など福祉施策の対象である者にも、セーフティネットとしての社会保障を整備しつつも、可能な限り自立を支援するという観点から、福祉施策と雇用施策の連携を深め、これらの者の就労支援をいっそう進めていくべきであるというのが一般的な考え方である。

就労支援に取り組むことにより、本人の社会参加を促進し、一人ひとりの生活の自立を図ることが可能となる。また、福祉施策においては、給付の適正化につながることも一面ある」と説明している¹¹（傍点筆者）。

「福祉」から「雇用」へと転換されたのは、経済状況が厳しい中、適正な給付を行うためとはっきりと述べられている。そのために、社会福祉の対象者を一人でも多く就労自立させるということのようである。このような考え方が一般的であるとしても、それを社会福祉施策の根拠としても良いのだろうか。

この計画の目的は「『福祉から雇用へ』の基本的な考え方を踏まえ、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯等公的扶助（福祉）を受けている者等について、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図ること」としている。図1参照。

ここには「セーフティネットを確保しつつ」との文言は入っているが、基本的には「福祉」を受けることなく、就労し「自立」することが求められている。また、図をみると「就労による自立」の先に、「生活の向上」があるように見える。就労自立しない限り、生活の向上は望めないということであろう。

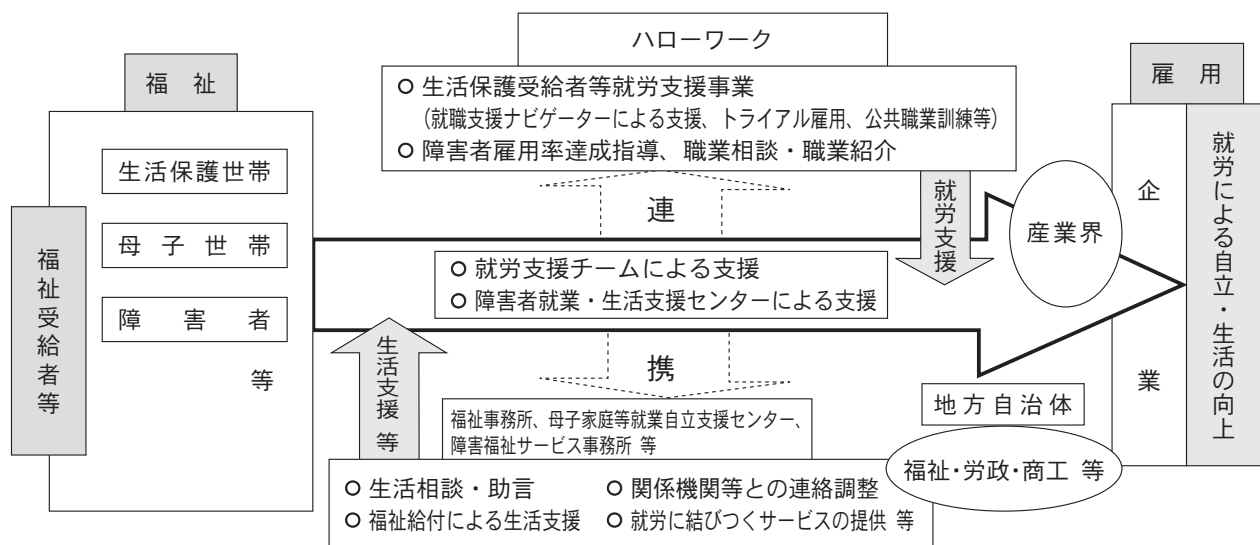


図1 「福祉から雇用」推進5ヵ年計画

出典：厚生労働省ホームページ「雇用と福祉の連携」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/z-fukushi/gyosei/gyousei02-1.html>

3. 雇用労働の現状と自己責任

(1) 雇用労働の現状

これまで、就労支援サービスについて概観してきたが、雇用労働の現状がどのようになっているのかを、確認しておきたい。

完全失業者は2007年平均で257万人となり、前年に比べ18万人減少している。また、完全失業率は、2007年平均で3.9%となり、前年に比べ0.2ポイント低下し、5年連続の低下となった。若年完全失業者は平成19年平均で117万人と前年に比べ10万人減少し、5年連続の減少となったが、若年無業者は62万人と前年と同数となっている。

従来日本の雇用は、1960年代の高度経済成長以降「長期雇用慣行（終身雇用）」と「年功序列」が大きな特徴とされてきた。労働者（ただし、ここで想定されているのは男性正社員）は採用されてから定年まで雇用が保障されるとともに、勤続年数や年齢などに応じて役職や賃金を上昇させてきた。しかし、少子高齢化の進行やバブル経済崩壊によって、1990年代以降「成果主義」を導入する企業も増えてきており、いわゆる日本型雇用は崩れつつある。また、この時期、新卒者採用を控えた企業も多く（いわゆる就職氷河期）、正社員になれなかったため、やむをえず非正社員になった者も多い。また労働者派遣法の規制緩和などもあり、非正規労働者数は1732万人（2007年）となり、雇用労働者の3分の1を越えている。

「平成19年労働力調査年報」によると、2007年の労働力人口は平均6,669万人（男性3,906万人、女性2,763万人）となっている。うち、就業者は6,412万人で、前年に比べ30万人増加し、4年連続の増加となっている。就業率は、2007年平均で58.1%となり。昨年に比べ0.2ポイント上昇し、3年連続の上昇となった¹²。

就業者を従業上の地位別にみると雇用者は2007年平均で5,523万人で、就業者に占める雇用者の割合は86.1%である。雇用者のうち非農林業雇用者は5,478万人で、常雇は4,718万人、臨時雇・日雇は760万人である。臨時雇・日雇労働者は昨年に比べ2万人増加し、昭和62年以降21年連続の増加となっている。常雇の割合は男性が高く、臨時雇・日雇の割合は女性が高くなっている。

また、収入の面では、国税庁がまとめた2006年の「民間給与実態統計調査」¹³によると、通年で勤務した給与所得者のうち、年収が200万円以下の人は1,022万7,000人と前年から4.2%増え、4.4人に1人の割合

となったことがわかった。性別で見ると女性が759万7,000人と大半を占めているが、男性も263万人と決して少ない数ではない。いわゆるワーキングプアである。通年で勤務していても、年収200万円以下の人が1,022万7,000人も存在しているのである。臨時雇や日雇も含めると、これ以上の人が年収200万円以下で生活しているということになる。

最低賃金額は都道府県ごとに時間額で決定されており、2007年度の地域別最低賃金は最高でも東京の739円、ついで神奈川県736円、大阪731円であり、最低が秋田県、沖縄県の618円である。最低基準額は都道府県によって100円以上の差がある¹⁴。時間額618円で、1日8時間、月20日働いて得る賃金は98,880円しかない。99,880円で、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるのだろうか。ましてや、子どもを育てていくことができるのだろうか¹⁵。最低賃金の低さは、長時間労働を強い、「過労死」などの問題も引き起こす。

過労死・自死相談センターによると、2005年の申請数は869で、そのうち330が過労死として認定されていると報告されている¹⁶。申請数及び認定数は増加の傾向にあるが、これはあくまで、申請がなされたものの数であるから、全ての過労死が申請及び認定されているとも言えないのである。

(2) 自己責任論の問題点

このような状況下においても自己責任論が強調されることが多い。しかし、本当にそれで片付けることができるのだろうか。自己責任について、釜ヶ先で日雇い労働運動・野宿者支援活動に携わる生田武志氏は「いす取りゲーム」に例えて説明する¹⁷。現在、いす（正社員の仕事）の数が減少し、人間の数の方が多くなった。そのため、いくら努力をしても、必ずいすに座れない人が出てくる。正社員になれないというのは、その個人の問題なのではなく、いすの数と人間の数の問題、つまり構造的な問題になる。臨時雇や日雇労働者が増加しているのは、労働者側の問題ではなく、企業側の都合によるものであることを忘れてはならない。

1986年に、労働者派遣法が試行され、職種は限定されていたが、労働者を間接的に働かせることが認められるようになった。以後、改正を繰り返し、1999年には、対象業務が一部（港湾運送・建築・警備・医療・物の製造）を除き原則自由化された。2003年には、物の製造業務への派遣も解禁された。これらの規制緩和が、不安定雇用に拍車をかけたのである。これを自

己責任とすることはできない。

いち早く就労支援の対象となった母子家庭であるが、母子家庭の生活とはどのようなものであろうか。母子家庭は、母が子育てと生計の担い手というふたつの役割をひとりで担っている。そして、母子家庭の母の83.0%が就業している。就業しているにも関わらず、就業者の半数近い49.0%が「臨時・パート」をしめている¹⁸。

また、母子家庭の母親の8割が働いていても、また児童扶養手当等の収入を含めても、7割の母子家庭の年間収入が200万円に満たないという現状がある。8割を超える母親が就業しているにもかかわらず、その収入が低いことからわかるように、女性がひとりで子どもを抱えながら安定した収入が得られる仕事に就くのは非常に困難である。

就労支援を行うだけでなく、同時に生活に対する支援も行う必要がある。しかし、就労支援と引き換えに、2003年には児童扶養手当法を改正し、母子家庭の母に対する手当が5年後から減少することになった。生活に対する支援を怠ったままの就労援によって、どれだけの人が安定した収入を得ることのできる仕事へ就職できるのだろうか。

また、母子家庭の母親全てが働ける状態にあるわけではないことを忘れてはならない。離婚直後や子どもの状況によっては働きたくても働けない場合もある。特に、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けていた女性などは夫との離婚が成立した後は、体調や精神的なバランスを崩すことも多い。経済的に自立することが全ての母子家庭に求められた場合、そのことに自信のない女性は、離婚を選択することが難しくなる。その結果、DVを受け続けることになるかもしれない。離婚したいのに、生活が不安で離婚しないことを「自己責任」という言葉で片付けることはできない。逆に、暴力から逃れるためや自分らしく生きていくために離婚を選んだ女性に自己責任なのだから、自分の力でのみ生きていくことを強制することもできないはずである¹⁹。

おわりに

労働基準法は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるように、労使が守るべき最低の基準を示したものであり、第1条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と規定されてい

る。また、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」²⁰とした最低賃金法は2008年7月に改正され、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という規定が新たに設けられた²¹。しかし、労働者のおかれた現状は前述したとおり、非常に厳しいものである。

労働基準法で定められたとおり、労働すれば「人たるに値する生活」を営むことができるなら、就労支援サービスが推進されてもなんら問題はない。しかし、現在の最低賃金や雇用環境を放置したままでは、就労することができたとしても、必ずしも、健康で文化的な最低限度の生活を営むことは難しい。そうであるならば、就労支援サービスを充実するよりも、まず行わなければならないのは、生活に対する支援と労働環境の整備ではないか。労働環境が整備されない状況で、就労支援を進めていくことには問題がある。

そもそも社会福祉の分野で就労支援が重要視されるようになったのは増大する社会保障費を抑制するためであり、そこに人権の視点は欠如されているといわざるを得ない。

朝日新聞は、デンマークのフレキシキュリティー政策を紹介し、その手法が他国にも導入できないかとして、特集を組んだ。フレキシキュリティー政策とは、流動性の高い労働市場と厚い失業保険、職業教育の充実を中核にした雇用政策であり、労働者は失業しても、十分な失業手当を得て生活を維持しながら、職業訓練で高い専門性を身につけることができるのである。雇用ではなく、収入を守ることを重視するものである。デンマークのラスムセン前首相は、「同じような政策は日本で可能だろうか？」という問いに対し、「北欧と日本は違いも大きいですが、北欧の制度のコピーではなく、その精神をモデルにするなら可能だろう」と回答している²²。

日本においても、社会保障は国民が健康で文化的な生活を営むために用意されている。憲法25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されている。障害があってもなくても、子どもでも高齢者でも、女でも男でも、これらに関係なく、私たちは健康で文化的な生活を営めなければならない。そのために第2項で「国は、す

すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と保障している。それを財源の問題で切り捨てるのは、本末転倒である。社会福祉・社会保障はもう一度この憲法25条の生存権保障の理念に帰るべきである。

〈追記〉

脱稿後、労働者を取り巻く状況がさらに悪化した。

派遣労働者を大量に解雇する「派遣切り」が製造業を中心に進行し、職も住居も失った労働者が激増している。2008年12月26日、厚生労働省は「派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、本年10月から来年3月までに実施済み又は実施予定として、全国の労働局及び公共職業安定所で12月19日時点で把握できたものは、全国で1,415件、約8万5千人となっている」¹と報告した。これに伴い、ハローワークで就職・住宅確保などの相談支援窓口を開設や、雇用促進住宅の活用などの緊急雇用対策を行っている。

民間支援団体の活動としては、「派遣切り」された労働者のために寝床と食事を提供する「年越し派遣村」が東京・日比谷公園に創設され（日比谷公園での活動は12月31日～1月5日）、約500人が利用した²。「年越し派遣村」の支援のもと、生活保護やハローワークを利用し、職と住居を確保し、「年越し派遣村」を出て行くことができた労働者も多い（2008年1月12日現在）。しかし、「年越し派遣村」を利用できた労働者は「派遣切り」にあった労働者のごく一部でしかなく、野宿生活を余儀なくされている労働者が多数存在する。また、この先職を失う労働者も多数いるとみられている。

失業しても人間らしい生活ができる社会保障の充実と、人間らしい生活を営めるだけの労働条件を早急に整える必要がある。

1. 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1226-8.html>
2. 年越し派遣村ホームページ
<http://hakenmura.alt-server.org/>

【引用・参考文献】

1. 社会福祉士及び介護福祉士法 第2条
2. 厚生労働省ホームページ「平成18年国民生活基礎調査」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa06/2-1.html>
3. 厚生労働省ホームページ「平成18年度全国母子世帯等調査」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshisetai06/02-b15.html>
4. 厚生労働省ホームページ「平成19年 人口動態統計月報年計(概数)の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai07/kekka5.html>
ただし、2003年度以降は若干の減少傾向にある。ちなみに児童扶養手当の改正により、2003年から母子家庭の母に対する手当が5年後から減少することになった。収入の低い母子家庭にとって児童扶養手当は必要不可欠なものであるが、就労支援と引き換えに手当を削減されることになったのである。しかし、当事者団体等の強い反対があり、事実上削減は凍結することになった。
5. 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」2003年3月19日「厚生労働省告示第102号」に規定されている。
6. 同上
7. 他には、保育士、理学療法士、作業療法士、その他上記に準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて定める資格とされている。
8. 厚生労働省ホームページ「生活保護受給者等就労支援事業の実施状況について(平成17年6月～平成19年2月)」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/z-fukushi/gyousei/gyousei02-2.html>
9. 厚生労働省ホームページ「平成19年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/07/index.html>
10. 同上
11. 唐木啓介『『福祉から雇用や』－誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備－ 月間福祉2008年4月号pp20-27
12. 総務省 統計局ホームページ「平成19年 労働力調査年報」
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2007/ft/index.htm>
13. 「平成18年分民間給与実態統計調査－調査結果報告－」p18国税庁ホームページ参照
14. 最低賃金には、産業別と地域別があり、産業別が優先されることとなっている。
15. 昨今、少子化が「問題」とされ、さまざま少子化対策がとられているが、子どもや保護者の立ち場に立った援助がなされない限り、子どもを持つことをためらう人が多

くて当然といえる。

16. 過労死・自死相談センター <http://www.karoushi.jp/>
過労死の定義は何ですか？という質問に対し、上畑代表は次のように回答している。

「過労死とは文字どおり『過労によって死に至ること』ですが、その『過労』とは単に『疲れた』という状態ではなく、『回復できない疲れがたまり、健康障害を起こした状態』であり、その健康障害が進んで死に至るものが過労死です。死に至らずとも、半身マヒなどの重い後遺障害が残って働けなくなったといった場合も過労死に含みます。具体的な病名をあげると、脳の血管が破れたりつまったりするクモ膜下出血や脳梗塞。心臓の病気では、心臓の周りの冠状動脈がつまったり痙縮(スパズム)を起こす心筋梗塞や狭心症などです」

17. 「いすが3つあって、その周りに5人の参加者がいる。そして、音楽が鳴っている間はいすの周りを歩いて、音楽が止まるとバツと座る。この場合、いすの数が3人で人間が5人だから、3人が座っていすからあぶれる。／このとき、仮にAさんがいすを取ったとしよう。Aさんは『私は人よりがんばった。だからいすが取れたんだ』と思うかもしれない。そして、Bさんは『努力が足りなかった。だから自分の責任だ』と思うかもしれない。／そして、次のゲームが始まり、今度はAさんがいすからあぶれたとする。そのときAさんは『今度は失敗した。前と比べて油断してしまった。だからいすを取れなかったんだ』と思うかもしれない。／この場合いすは『仕事』にあた

る。仕事が無くなれば、収入がなくなり、いずれは家賃が払えなくなり、最後には野宿になる。これは、それほど金持ちではない多くの人にとって普通の話である。さて、こうして次々と『いす取りゲーム』をしていく。ここで、かりにゲームの参加者全員が今の100倍の努力をしたとしたらどうなるだろうか。その場合でも、3人しかいすに座れないことにはかわりはない。では、全員が今の100万倍、あるいは1億倍がんばって走り回ったとしたらどうだろう。誰かがいすを取れば、その分誰かがいすから落ちるだけだから、当然何の代わりもない。つまり、いすを取れるかどうかは『個人の努力の問題』では全くなく、いすの数と人間の数の問題、つまり『構造的な問題』なのだ」 生田武『ルポ 最底辺』pp216-218、筑摩書房、2007年

18. 『平成15年度全国母子世帯等調査結果報告』厚生労働省報道発表平成17年1月19日
19. しかし、現実には2002年に岡山県倉敷市で、母子家庭の子どもが餓死するという事件が、2005年に埼玉県さいたま市で、母子家庭の母親が餓死するという事件が起きている。そして、これらの事件は1987年の札幌市でおきた母子家庭の母親餓死事件ほど大きく問題とされなかった。
20. 労働基準法第1条
21. 労働基準法第9条第3項
22. 朝日新聞2008年8月27日